

5・1 阪大抗議メーデーに参加を！

人間らしい、生き生きした職場を取り戻そう！

今年も5・1メーデーを、関西圏大学非常勤講師組合（以下、関西圏組合）と関西単一労働組合大阪大学分会（以下、関単労阪大分会）は共催して取り組みます。

04年4月1日の国立大学法人化は、小泉「構造改革」の一環として、大学という学問・教育機関に徹底した市場原理を持ち込み、大学の自治および「学問」を解体し、非正規職の拡大、学生・教職員の管理強化、国家による大学再編・支配を貫徹しようという攻撃でした。法人化10年が過ぎ、その実態は教授会自治がすでになくなっていくように、かつての大学は解体され、今や理事会は国・文部科学省と大企業にのっとられています。阪大でも法人化を契機に、「儲かる大学」づくりをめざし、徹底した人件費抑制策をとり、学問・研究内容は独占資本に奉仕するものとなっています。

2014年6月に成立した学校教育基本法および国立大学法人法の一部を「改正」する法律は、教授会自治を解体し、学長権力を強化するものです。阪大は理事の学部長選考（案）や3学期制導入の一方的決定など、学内民主主義を根本から否定する攻撃をかけています。その最たるものが、この3月31日の長期非常勤職員に対する大量解雇攻撃です。

阪大は解雇を「期間満了」と言い続けています。しかし、契約更新を繰り返してきた石橋組合員ら長期非常勤職員は、期間の定めのない労働契約に既に転化しているので、雇止め解雇にほかならず、不法・違法です。解雇の客観的・合理的理由を一切説明できない大学が、石橋組合員ら長期非常勤職員の労働権と生存権を奪い、生活破壊に迫りやる解雇を強行したことを私たちは絶対に認めることはできません。石橋組合員は関単労や支援のなかまとともに、人間科学研究科に出勤し、解雇撤回と就労を要求して闘っています。地位確認の裁判闘争も取り組んでいます。

また、阪大は非常勤講師の労働者性を否定しておきながら、改正研究開発力強化法の労働契約法の特例を非常勤講師に適用し、契約更新5年上限を10年とする就業規則の改正をしました。一方、阪大は2013年4月1日に5年上限を定めた就業規則を制定した際に、非常勤講師を「労働契約ではなく準委任契約」として過半数代表選から排除したので、関西圏組合は大阪地検に労基法第90条違反で告訴しました。ところが、この3月、嫌疑不十分で不起訴になったため、不起訴不当と大阪検察審査会に審査申し立てを準備して闘っています。

阪大は安倍政権の「労働規制緩和」の最先端をひた走り、労働法なき労働者管理を推し進めています。しかし、私たちは労働者の生存権と労働権を確立させるために、非常勤職員・非常勤講師の切実な要求である雇用期間（有期雇用）撤廃を掲げ、非常勤差別撤廃と労働者の主権を取り戻すために闘っていきます。この闘いは、憲法を改悪し、戦争につき進む安倍政権との闘いと一体でもあります。

今こそ、学内の労働者は連帯して、阪大の強権的・非民主主義的な横暴を許さず、声をあげようではありませんか。一人の労働者の首切りも許さず、人間らしい生き生きした職場・労働現場を取り戻すために、学内外の労働者は団結しようではありませんか。5・1阪大メーデーに参加されることを心からよびかけます。

2015年4月24日

関西圏大学非常勤講師組合
関西単一労働組合・大阪大学分会

労働者の団結で、生活と権利、平和と民主主義を闘いとうろう！

メーデーは、1886年5月1日、アメリカの労働組合が8時間労働制を求めて、ストライキで闘ったのがきっかけです。メーデー誕生の当初の主張は「8時間は労働のため、次の8時間は休息のため、残りの8時間は自分たちの自由な時間のために」です。

日本の現実は今でも8時間以上の労働が蔓延し、残業賃金の未払いが多くあります。この意味からも現在の日本において、メーデーの意味は大きいのです。

5・1 阪大抗議メーデー集会

■日時 5月1日(金)

抗議行動

11時半～ (阪大本部)

集合：阪大本部前バス停 11時20分

メーデー集会

12時～ (吹田本部前生協横広場)

学内デモ

工学部方面へ

■アクセス

- ・阪急バス
- ・近鉄バス
- ・モノレール

地下鉄千里中央駅発「阪大本部前行」
阪急茨木駅「阪大本部前行」(JR 茨木駅経由)
阪大病院前下車 徒歩10分

■地図

